６．信託財産残高表
［表略］
（記載上の注意）
［１・２　略］
３　元本補塡契約のある信託に係る債権（社債（当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び⑴から⑷までに掲げるものの合計額を記載すること。
⑴　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）
⑵　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（⑴に掲げるものを除く。）をいう。）
⑶　三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（⑴及び⑵に掲げるものを除く。）をいう。）
⑷　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（⑴から⑶までに掲げるものを除く。）をいう。）
⑸　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、⑴から⑷までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）
４　［略］
＜参考＞　［略］

別紙様式第８号（第38条第２項関係）

信　託　業　務　報　告　書

（記載上の注意）
［略］
［１．～６．　略］
７．信託財産残高表
［表略］
（記載上の注意）
［１・２　略］
３　元本補塡契約のある信託に係る債権（社債（当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限

６．信託財産残高表
［同左］
（記載上の注意）
［１・２　同左］
３　元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次に掲げる債権に該当する額及び合計額を記載すること。
⑴　破綻先債権（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じているものに対する貸出金をいう。）に該当する貸出金
⑵　延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から６カ月以上遅延している貸出金であって、⑴に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金
⑶　３カ月以上延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金（⑴及び⑵に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
⑷　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金（⑴、⑵及び⑶に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
［加える。］
４　［同左］
＜参考＞　［同左］

別紙様式第８号（第38条第２項関係）

信　託　業　務　報　告　書

（記載上の注意）
［同左］
［１．～６．　同左］
７．信託財産残高表
［同左］
（記載上の注意）
［１・２　同左］
３　元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次に掲げる債権に該当する額及び合計額を記載すること。